

まごころ

二ともに生きる暮らしをめざして二
尾張地域福祉を考える会
まごころ

ミニデイサービス便り

保育園・3月4日(10名)18日(9名) 事務所・3月11日(7名)25日(8名)

ごった煮の味

♪ドレミファソラシドー♪ドシラソファミレドー朝の声ならし。今日から新しく仲間入りされたYさんとTさんは「うわー、いやあーこんなことやのー」本当に何十年振りかのドレミファに戸惑いながら口が動く。「困った」という声とは反対に顔が真剣でそして笑っている。

不思議なものでこのドレミの音階はどんな方でも口ずさむことが出来る。殆ど歌を唄われない方も、歌を忘れてしまわれた方でもこの音階だけは声になって出てくるのが嬉しい。

リズムにのれることも又同じである。曲に合わせて楽器を好きなように振ったり叩いたりしてもらったら、皆さん自然に体が動いていた。心配しつつ聞いてみたら「楽しい」とおっしゃった。

遊戯室の中は、話し声、打ち合う大太鼓の音、キーボードを触る音や歌声にマージャンの音まで賑やかな音がいっぱい。

そこへさらに昼食のカレーの臭いが加わった。まさにごった煮。でもこの雰囲気なんとも味わい深いものがあるようだった。(3/18保龍)

卒園おめでとう

午後は、もうすぐ卒園の年長組さんと最後のお別れ交流会。年少さんから通っていた園児さんとは3年間のお付き合いになる。

いつも笑顔で「まごころさーん！」と励ましてもらった。どの顔ともすっかりお馴染みで、懐かしい顔ばかり。

お年寄り一人一人から新一年生になるみんなに言葉がかけられた。可愛らしい子供たちの成長に言葉が詰まるお年寄り。少ない言葉からその感激が伝わってくる。事柄がよくわからない方にも説明をすると元気に「おめでとう」が返ってきた。

和やかであたたかい。園児さんはお別れの歌を手話で懸命に唄ってくれた。

みんなありがとう。頑張れ！新一年生。(3/18)

☆4月のミニデイサービスは

4月8日はお花見 保龍・4/22(木) 事務所・4/1、15、29(木)

◆セミナー報告◆ 第三回全国住民参加型団体研究セミナー

去る、三月四〜五日全国社会福祉協議会主催による住民参加型セミナーが東京で開催、介護保険制度開始を前に住民参加型在宅福祉団体の現状と課題について討論がされました。これまで介護サービスについては、利用者であった内容かどうか問題にされてきましたが、今回のセミナーでは、介護保険制度下の利用は消費としての視点で考える時代になった、との指摘がありました。国民生活センターの主任研究員の介護サービスを商品としてとらえる見方はとても印象的でした。

基調報告から

■価値観をもった活動と介護保険

全国社会福祉協議会和田地域組織部長は、これまでの硬直した法制度から困っている人に対応して来た住民参加型の活動が評価され始め、住民参加型活動にも明るさが見え始めた。しかし、実際に起こりつつある現状をみきわめ、今後どう独自性を保っていくかを考えなければならぬ、と指摘。

これから私達がどんな運営方策をし、これまでの価値観をもった活動と介護保険とをどうリンクさせ、非営利組織の運営基盤整備をしていくのか、団体の中で議論が必要だと話された。

以上、とてもいい勉強会でした。(当会から三名出席)

お知らせ
この度、当会報のコラム欄に、新しく岩田皮フ科の岩田忠俊先生が「診療室日記」として毎号ご寄稿下さることになりました。先生にはお忙しい中、快くお引き受け下さいましたこと心から感謝申し上げます。皆様、どうぞ楽しみにお読み下さい。



■介護保険制度のもと、サービスを受ける市民は、消費者としての目を持つこと

■介護提供者は、消費者の権利への認識を持つこと

シンポジウム「新しい時代を迎える時、私達は？」の中で国民生活センターの木間主任研究員は公的介護保険の実施は、介護サービスを消費者の目で見る時代になったと話された。消費者が介護を選び、買う時代になり、提供者本位の介護から消費者が選択し、事業者との契約に基づいた消費者本位の介護へと変わった。このことは、消費者の権利への認識を介護提供者はしっかり持ち、消費者の五つの権利を守るよう介護サービス提供者の責任を問われた。

- ◆消費者の五つの権利は
- ◆選ぶ権利(サービスの増加など)
- ◆知る権利(情報の開示など)
- ◆安全である権利
- ◆サービスの質やコンプライアンスの確保など
- ◆消費者の意見が反映される権利(相談や被害報告、権利侵害など)
- ◆被害から救済される権利

(事業者の責任、苦情処理の窓口など)

2月会員登録状況	
協力会員	51人
利用会員	55人
賛助会員	131人
計	237人

2月活動状況	
活動件数	29件
活動人数	27人
活動時間	434時間

ケア活動から

①土・日や祭日の排泄介助
市内、市外問わず最近増えている相談や依頼が土曜、日曜、祭日のケア。そして、日に数回必要な排泄介助支援である。ご家族が留守にされたり、病気があったり理由。

②単発で急なケア
家族の急な入院や高齢者の急な退院で在宅での対応が十分用意がない場合の即日ケア。数日から一週間などの単発依頼。さらにモーニングケアやイブニングケアなどの随時スポットケア依頼。

これらのケアは、在宅で療養される方にとって、特別なことではなく、普通のことである。しかし、その対応にはいまだ支援側が普通である。必要なきが、必要となる。必要なきが、必要となる。必要なきが、必要となる。必要なきが、必要となる。